

2020年4月10日

登録販売店各位
組合員各位

埼玉中央生



改正新型インフルエンザ等対策特別措置法(新型コロナ特措法)に基づく
緊急事態宣言後の組合の勤務体制について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、弊協組の共販事業に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、首相の緊急事態宣言、知事の外出自粛要請を受けて、通勤時、職場での接触機会を減らすために、組合業務を下記の通りとさせていただきます。

ご迷惑をお掛けしますが、なにとぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 期 間 2020年4月13日(月)より5月31日(日)まで

2. 勤務体制

(1)職員・営業幹事は、実施中の時短・時差出勤と併せて、在宅勤務・自宅待機日を毎週2日ないし1日設ける特別な勤務体制を取ります。原則として次のとおり。

①総務・経理部門：火曜日・金曜日が、在宅勤務・自宅待機

②営業事務 部門：火曜日・木曜日が、在宅勤務・自宅待機

③営業部営業幹事：2班体制で、通常勤務と在宅勤務の交替勤務。

④技 術 部 ：金曜日が、在宅勤務・自宅待機

(2)5月2日を除いた土曜日は休業とします。

(3)組合事務所の開館時間の短縮は行わず、交替で電話などのお問い合わせに対応させていただきますが、人手不足で行き届かない点はご容赦願います。

(4)出荷実績、契残などのお問い合わせは、火曜日、木曜日にご遠慮をお願いします。

(5)ご来館の際は、予めアポイントを取ってお越しく下さい。

なお、状況の変化に伴い、期間・内容を変更する場合があります。その際は都度ホームページでお知らせ致します。

以上